

第1章 総則

第1条 (名称) 本会は、『市津剣友会』と称し、事務所を本会会長宅におく。

第2条 (組織) 本会は、市原市在住者または本会に関係ある剣道愛好者をもって会員とし、組織する。
 幼少年部と高齢者の部《市津白秋の通いの場の会 (略称：市津白秋会)》を下部組織とする。
 会員区分は、正会員・準会員(千鍊会《川畑剣道教室》会員、保護者会会員、学生会員、稽古のみの参加者)・賛助会員とする。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的) 本会は、剣道を通じ自らの心身の健全促進と会員相互の親睦をはかるとことを目的とする。

第4条 (事業) 本会は、次の事業を行う。

- ・本会員は、1年を通して、正しい基本を身につけ、各段階において必要とされている技能及び知識を学習し、自己の心身鍛錬を目的として稽古を行う。
- ・本会は、地域の幼少年の健全育成の為に剣道指導を行う。
- ・本会は、会員相互の親睦を深めるための各種行事を行う。

第3章 運営

第5条 (役員) 本会は、次の役員を置く。

- ・会長：1名、副会長：2名、幹事：若干名、会計：2名、監事：2名
- ・役員は総会において選出する。
- ・会長の推薦により、師範及び顧問を置くことが出来る。

第6条 (役員の職務) 役員の職務は次の通りとする。

- ・会長は、本会を代表し会務を総括する。
- ・副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会務を代行する。
- ・幹事は、会務を執行する。
- ・会計は、出納を行う。
- ・監事は、本会の出納状況を監査する。

第7条 (任期) 任期は、1年とする。但し、再選は妨げない。

第8条 (運営費) 入会金及び月謝は必要としないが、正会員は運営費として月千円程度を半期ごと(5・10月)に納める。準会員は3千円(年間)程度とし5月に一括納入する。運営費は特別の事情がない限りは返金しないものとする。

準会員及び賛助会員は、稽古参加限定会員とし第9条は該当しない。

第9条 (経費) 本会の収入金は、次の経費に充てるものとする。

- ・本会主催行事に要する経費。
- ・記念品(代)、見舞金、弔慰金及び花輪代、慶祝金。
 - ア 会員が次の各号に該当するときは、次に規定する見舞金又は記念品を贈呈する。但し、3については役員会において決定した金額とする。
 - 1 病気(入院5日以上を要する疾病)したとき。・・・5,000円
 - 2 会員が死亡したとき。・・・花輪1基及び10,000円
 - 3 会員が非常災害にあったとき。
 - イ 会員の家族が、次の各号に該当するときは弔慰金を支出する。
 - 1 会員の配偶者が死亡したとき。・・・10,000円
 - 2 会員の子供が死亡したとき。・・・10,000円
 - ウ 会員が各号に該当するときは、記念品を贈呈する。
 - 1 会員の昇段 [初～三 ⇒ 木刀、四～五段 ⇒ 竹刀袋、六段 ⇒ 剣道着、七段 ⇒ 袴、八段は要検討とし、記念品又は相当額を贈呈する]
 - 2 その他役員が必要と認めた時。
- ・本会の代表として、各種行事等に参加する場合の諸費用

第10条 (返礼) 会員は、見舞金又は記念品等の贈呈を受けても返礼をしない。

第11条 (会計年度) 本会の年度は、4月1日より3月31日までとする。

第4章 総会

第12条 (総会) 総会は、年1回開催する。

但し、会長が必要と認める場合は臨時に開催出来るものとする。

第13条 (決算及び事業報告) 決算及び事業報告は、総会時に行うものとする。

第14条 (会則の変更) 本会則を変更する場合は、会員の2/3以上の同意を得るものとする。

第1章 総則

第1条(名称) 本会は、『市津剣友会』と称し、事務所を本会会長宅におく。

第2条(組織) 本会は、市原市在住者または本会に関係ある剣道愛好者をもって会員とし、組織する。
幼少年部と高齢者の部《市津白秋の通いの場の会(略称:市津白秋会)》を下部組織とする。
会員区分は、正会員・準会員(千鍊会会員)・賛助会員とする。

第2章 目的及び事業

第3条(目的) 本会は、剣道を通じ自らの心身の健全促進と会員相互の親睦をはかるとことを目的とする。

第4条(事業) 本会は、次の事業を行う。

- ・本会員は、1年を通して、正しい基本を身につけ、各段階において必要とされている技能及び知識を学習し、自己の心身鍛錬を目的として稽古を行う。
- ・本会は、地域の幼少年の健全育成の為の剣道指導を行う。
- ・本会は、会員相互の親睦を深めるための各種行事を行う。

第3章 運営

第5条(役員) 本会は、次の役員を置く。

- ・会長:1名、副会長:2名、幹事:若干名、会計:2名、監事:2名
- ・役員は総会において選出する。
- ・会長の推薦により、師範及び顧問を置くことが出来る。

第6条(役員の職務) 役員の職務は次の通りとする。

- ・会長は、本会を代表し会務を総括する。
- ・副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会務を代行する。
- ・幹事は、会務を執行する。
- ・会計は、出納を行う。
- ・監事は、本会の出納状況を監査する。

第7条(任期) 任期は、1年とする。但し、再選は妨げない。

第8条(運営費) 入会金及び月謝は必要としないが、正会員は運営費として月千円を半期ごと(5・10月)に納める。なお、運営費は月単位とし入退会時に本人申出により清算する。但し、準会員及び学生会員は3千円程度(年間)とし5月に一括納入し返金は行わない。準会員及び賛助会員は、稽古参加限定会員とし第9条は該当しない。

第9条(経費) 本会の収入金は、次の経費に充てるものとする。

- ・本会主催行事に要する経費。
- ・記念品(代)、見舞金、弔慰金及び花輪代、慶祝金。
 - ア 会員が次の各号に該当するときは、次に規定する見舞金又は記念品を贈呈する。
但し、3については役員会において決定した金額とする。
 - 1 病気(入院5日以上を要する疾病)したとき。・・・5,000円
 - 2 会員が死亡したとき。・・・花輪1基及び10,000円
 - 3 会員が非常災害にあったとき。
 - イ 会員の家族が、次の各号に該当するときは弔慰金を支出する。
 - 1 会員の配偶者が死亡したとき。・・・10,000円
 - 2 会員の子供が死亡したとき。・・・10,000円
 - ウ 会員が各号に該当するときは、記念品を贈呈する。
 - 1 会員の昇段 [初～三⇒木刀、四～五段⇒竹刀袋、六段⇒剣道着、七段⇒袴、八段は要検討とし、記念品又は相当額を贈呈する]
 - 2 その他役員が必要と認めた時。
- ・本会の代表として、各種行事等に参加する場合の諸費用

第10条(返礼) 会員は、見舞金又は記念品等の贈呈を受けても返礼をしない。

第11条(会計年度) 本会の年度は、4月1日より3月31日までとする。

第4章 総会

第12条(総会) 総会は、年1回開催する。

但し、会長が必要と認める場合は臨時に開催出来るものとする。

第13条(決算及び事業報告) 決算及び事業報告は、総会時に行うものとする。

第14条(会則の変更) 本会則を変更する場合は、会員の2/3以上の同意を得るものとする。

ちれんかい
千 錬 会 会 則

本会は、「千錬会(ちれんかい)」と称し、剣道を愛好するもので組織する。

第 1 条 本会は、剣道の技術向上と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第 2 条 本会は次の事業を行う。

- 1 一年を通して、正しい基本を身につけ、各段階において必要とされている技能及び知識を学習し、自己の心身鍛錬を目的として稽古を行う。
- 2 親睦を深めるための行事等を行う。

第 3 条 本会は、次の役員を置く。

師 範 1 名 会 長 1 名 副 会 長 1 名
師範は、剣道の指導を行う。 会長は、本会を代表し会務を総括する。 副会長は会長を補佐し、
会長欠員の時は会務を代行する。

第 4 条 役員任期は1年とする。但し、再選は妨げない。

第 5 条 総会は年1回開催する。

但し、会長が必要と認める場合は臨時に開催出来るものとする。

第 6 条 本会の会計は、市津剣友会に含まれる。

第 7 条 本会員は、市津剣友会の準会員となる。

年度始めに年会費を一括納入するものとする。

第 8 条 本会の年度は、4月1日より3月31日までとする。

第 9 条 本会則を変更する場合は、会員の1/2以上の同意を得るものとする。

附 則 この会則は、平成19年7月7日に施行する。

一部改正 平成30年5月6日

(会の名称：千錬会は、平成15年(2003)9月から、ちはら台南中学校剣道場で「川畑剣道教室」として稽古会を開始しました。 ちはら台の地にて川畑先生の指導の下、千日の稽古を鍛とし、万日の稽古を錬とする剣道愛好者の会で『千錬会(ちれんかい)』と称します。)

参 考

千錬会は、平成15年9月から第1・3土曜日に「ちはら台南中学校剣道場」で川畑先生に指導をお願いし、「川畑剣道教室」として活動を始め年々会も活性化し、道場が狭く感じる日も多くなり喜ばしい事です。

会発足時から市津剣友会員の参加が主でありましたが、他団体所属の千錬会参加希望の方も多くなり、好む好まざるにも関わらず、種々問題も出て参り、一部の方から「川畑剣道教室」としての会則を整えた方がすっきりするのではないかと意見もあり、新たに「千錬会」と称し会則を発足させました。

千錬会員として参加していただける方は、市津剣一般部正会員と他団体所属の市津剣友会の準会員とさせていただきます。

なお、千錬会として師範に対する謝礼及び剣道場借用に対する中学校及び剣道部への謝礼等を運営費として徴収させていただきます。

千錬会支出予算案 (過去の実績参考)

師範に対する謝礼	お中元時	20,000
〃	お歳暮時	20,000
〃	合宿経費(宿泊+交通費)	30,000
中学校に対する謝礼	お中元時	10,000
(学校+剣道部)	お歳暮時	10,000
その他雑費(師範懇親会費、飲料代等)		30,000
計		120,000円/年

収入予算案

千錬会会費(市津剣正会員)	3,000*30 =	90,000
〃(〃準会員)	3,000*10 =	30,000
計		120,000円/年

以上、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

— 市津剣友会 確認事項 —

正会員と準会員の違い

①共通

- 1) 火、土、日 の稽古会場等の使用料及び謝礼の負担
- 2) 川畑師範への謝礼等
- 3) スポーツ保険加入 任意により別途実費負担

②相違

○正会員

- 4) 市原市剣道連盟への登録（自動的に全剣連登録となります）
- 5) 昇級段審査、講習会及び各種剣道大会等への参加案内及び事務手続き
- 6) 昇段祝い、暑気払いなどの諸行事等への補助
- 7) 運営費 千円／月程度

○準会員（千鍊会《川畑剣道教室》会員、保護者会会員、学生会員、稽古のみの参加者）

- 8) 準会員は 4) ～ 6) の扱いなし

他団体所属者又は稽古のみ参加者で、行事参加時は実費負担

- 9) 運営費 三千円／年程度

賛助会員及び市津白秋会会員

○賛助会員（定期的な参加ができない方）

- 1 0) 稽古予定表のみ送付
- 1 1) 運営費 なし

○市津白秋会（市津剣友会下部組織「高齢者の部」）

- 1 2) 平成 30 年(2018)度より、市原市主催事業「通いの場の事業（10 名以上で組織し半数が 65 才以上の市原市内在住者）」において「市津白秋会」を市津剣友会 高齢者の部で組織し認可されました。市原市より補助金が交付され、会場使用料等に活用してます。